

第 26 号議案

豊川市手数料条例の一部改正について（市民部関係）

豊川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 21 日提出

豊川市長 竹本 幸夫

豊川市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 豊川市手数料条例（平成 12 年豊川市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中 19 の項を 22 の項とし、11 の項から 18 の項までを 3 項ずつ繰り下げ、同表 10 の項中「戸籍の附票の写し」を「磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類」に改め、同項を同表 12 の項とし、同項の次に次のように加える。

13	住民基本台帳法第 2 条の 3 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票の除票に記録されている事項を記載した書類の交付	戸籍附票の除票写し交付手数料	1 件につき 200 円
----	--	----------------	--------------

別表第 3 の 9 の項の次に次のように加える。

10	住民基本台帳法第 15 条の 4 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除票に記録されている事項を記載した書類の交付	除票写し交付手数料	1 件につき 200 円
11	住民基本台帳法第 1	除票記載事	1 件につき 200 円

	5条の4第1項、第3項又は第4項の規定に基づく除票に記載をした事項に関する証明書の交付	項証明書交付手数料	
--	---	-----------	--

第2条 豊川市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第3の14の項中「。以下「番号法」という。」を削り、同表中15の項を削り、16の項を15の項とし、17の項から22の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、住民基本台帳法の一部改正に伴い除票写し交付手数料等を定めるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い通知カード再交付手数料を廃止し、併せて所要の規定の整備を行う必要があるからである。